

## 《対象となる方(障害の程度)》

### 身体障害者手帳の方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	■					
聴覚障害		■		■		
平衡機能障害			■		■	
音声機能障害(※1)			■			
上肢不自由(※2)	■	■				
下肢不自由(※3)	■	■	■	■	■	■
体幹不自由	■	■	■		■	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害(※4)		■				
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害(※5)	■	■	■	■	■	■
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	■					
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	■					
肝臓機能障害	■					

### 戦傷病者手帳の方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1～3款症
視覚障害	■							
聴覚障害	■							
平衡機能障害	■							
音声機能障害(※1)	■		■					
上肢不自由	■			■				
下肢不自由	■				■	■	■	■
体幹不自由	■				■	■	■	■
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害								
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害								
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	■							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	■							
肝臓機能障害	■							

■ は、減免の対象となります。

■ は、手帳の交付を受けた本人が所有する車を本人が運転する場合に限り対象となります。

□ は、減免の対象となりません。

(※1) 音声機能障害については、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限り対象となります。

(※2) 上肢不自由の2級については、障害の程度が2級の1(両上肢機能の著しい障害)または2級の2(両上肢のすべての指を欠くもの)に該当する場合に限り、対象となります。

(※3) 下肢不自由の3級については、障害の程度が3級の1(両下肢をショッパー関節以上で欠くもの)に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている本人が所有する車を本人が運転する場合に限り対象となります。

(※4) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害については、1上肢だけに機能障害がある場合は対象となりません。

(※5) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている本人が所有する車を本人が運転する場合に限り対象となります。

### 愛護手帳の方

障害の程度が「A」の場合、減免の対象となります。

### 精神障害者保健福祉手帳の方

手帳に「通院医療費受給者番号」が記載されていて、1級の障害を有する場合、減免の対象となります。